



## 冬の製品事故に気を付けよう

冬は電気やガス、石油などを使った暖房器具の使用頻度が増えます。身近な製品の中には、使用方法を誤ると「製品事故」が起こる危険性があります。

### こんな製品事故が発生!

●石油暖房器具を点火したまま、カートリッジタンクを抜き、給油後設置しようとひっくり返したところふたの締め付けが不十分で、灯油漏れが生じ、灯油が燃焼部分にかかって火災が発生。

●電気ストーブの電源コードを家具などで踏みつけていたり、無理な力を加えたため断線し、発火。



### 事故防止のために

- 石油暖房器具のカートリッジタンクへの給油は、必ず火を消してから行う。
  - カートリッジタンクのふたが完全に締まっているか確認する。
  - 外出の際は、電源を切り、電源プラグを抜く。
  - 電源コードや電源プラグに傷やふくれがある場合には、使用を中止する。
- 異常を感じたら使用を中止し、長期使用の場合は、製品の買い替えも検討しましょう。

### 問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)

月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時

☎5217974

富山県消費生活センター高岡支所

(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F)

月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

☎2512777

消費者ホットライン ☎1888



## 20歳になったら国民年金

20歳になったら国民年金に加入し保険料を納めることとなります。

国民年金は、年をとった時や、いざという時の生活を、みんなが支えようという制度です。ご自身が高齢になり、働けなくなった時だけでなく、病気や事故で障害が残った場合などに年金を受け取ることができます。

20歳になってからおおむね2週間以内に案内が送付されますので、納付方法などを確認してください。(すでに厚生年金や共済組合に加入している方には送付されません。)

保険料を未納のままにしておくと、年金の給付を受けられない場合があります。保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例」や「納付猶予」などの制度を利用して受けとる権利を確保しましょう。

### 学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請の際に、学生証の写し、または在学証明書が必要です。

### 納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

### 問合せ先

保険年金課

☎516628

高岡年金事務所

☎214180

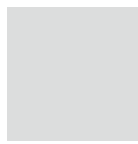
(音声案内②↓②番)

「ねんきんネット」を活用ください!

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録から様々な条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

またマイナポータルと連携すると年金の申請や通知書の受け取りをオンラインでもすることも可能です。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



▲日本年金機構ホームページ